

男女共同参画セミナー

さあ始めよう! 整理・収納! ～防災にむけての日頃の心がけ～

日頃の掃除や整理整頓、収納を見直してみませんか。

各家庭にあった暮らしをよくする収納方法を見つけながら、防災対策について考えてみましょう!



日時: 10月5日(木) 10時～11時30分
(開場 9時30分)

場所: 朝日町公民館 2階 第1・第2学習室

講師: ブランシュール代表 田上のりこさん

参加費: 無料

定員: 先着30名程度

※9月8日(金)より受付開始。定員になり次第、締め切りさせていただきます。

※電話、QRコード、窓口でお申込みいただけます。

申込・問い合わせ先

広報・町史編さん課 TEL 377-5195



※QRコードからのお申込みはこちら

適正な空家の管理をお願いします!

空家の管理は
所有者・管理者
の責任です!

空家は所有者や管理者の責任において適切に管理していただくものです。「空屋等対策の推進に関する特別措置法」では、所有者や管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなければならないと定められています。空家の倒壊により、通行人がけがをした場合、所有者や管理者は損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

生命の危険や損害賠償 に発展する可能性も!



空家の管理不全が原因で隣家に損害を与えたり、近隣住民に危害を及ぼした場合、空家の所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任(民法第717条)を負う可能性があります。

◆外壁材等の落下による死亡事故(想定)

被害モデル

- 死亡: 11歳男児
(小学校6年生)

問い合わせ先

産業建設課

TEL 377-5658

損害区分		損害額(万円)
人身損害	死亡逸失利益	3,400
	慰謝料	2,100
	葬儀費用	130
	合計	5,630

出典: 公益社団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」より

耐震性のない木造住宅(空家)の除却(解体)費用を補助します!

耐震診断の結果、倒壊する恐れが高いと判定された空家である木造住宅の除却費用の一部を補助します。

対象となる木造住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された3階建以下の木造住宅
- ②朝日町木造住宅耐震診断等事業による耐震診断の結果、評点が0.7未満のもの
- ③概ね1年以上、人が住んでいない空家であること

補助額

除却(解体)工事費用の23%の額で上限20万7千円(千円未満切り捨て)

対象者

空家の所有者または相続人

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

令和
5年

住宅・土地統計調査のお知らせ

総務省統計局では、10月1日を期日として住宅・土地統計調査を実施します。

【住宅・土地統計調査について】

- ・「統計法」により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。
- ・住生活に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的としています。
- ・昭和23年以来5年ごとに行われており、今回が16回目となります。
- ・全国で約340万世帯を抽出して行う大規模な統計調査です。

【調査方法について】

- ・調査の対象となる世帯には、9月中旬から下旬にかけて、調査員が調査書類を配布しますので、ご回答をお願いします(回答はインターネットや郵送でも可能です)。
- ・また、調査員が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして調査を行います。
- ※調査員は「調査員証」を携帯しています。

問い合わせ先 広報・町史編さん課 TEL 377-5195

